

## (仮称) 杉並区パートナーシップ制度 (骨子案) に対する意見

番号	枝番	意見 (全文)	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
1		杉並区パートナーシップ制度の導入に賛成します。本来は、法制度としての同性婚成立が望ましいですが、所謂「同性婚裁判」のなかでは国民一般の理解が十分ではないとされる見解も出される中、パートナーシップ制度の導入により、まずは社会一般の理解を深めることが重要ではないでしょうか。また、パートナーシップ制度は法的拘束力が事実上あり得ない以上、実質的な社会的影響もほぼ皆無です。愛し合い、支えあう二人にとっては大きな希望となる制度であり、それ以外の人には実質的悪影響がない以上、公共の福祉の要請によりパートナーシップという幸福追求が優先されるべき課題であると認識しています。さらには、LGBTQ+の若年者たちは、同年代の一般的な人々に比べて希死念慮傾向が強いとされ、その一端は「自分が社会から認められない存在である」という自己認識が担いでいることに異論の余地はありません。したがって、現状では私たち市民も含めた社会の不作為により不幸な人生が再生産されていることが黙認されている、と言えるでしょう。杉並区では誰もが人生に明るい希望をもって生きることが出来るようになるため、今こそ、その最初の一步を踏み出すべきタイミングだと考えます。	1
2		杉並区パートナーシップ制度について、全面的に支持致します。 私は、小さい子どもがいるシングルマザーです。保育園に子どもを預けていますが、様々な局面で、マジョリティ家庭を中心に保育の現場が回っていると感じています。健康でいわゆる共働き世帯の社会に賃労働で貢献できる「点数の高い」家族が行きやすい保育の場になっていると痛切に感じています。 性的マイノリティの方達の子ども、シングル親の子ども、健康上の理由などで週に1-2日などしか働けない親のいる子ども、他にもまだまだありますが、労働で社会に貢献していなくとも、全ての子どもが受けられる保育の実現を区には望みます。パートナーシップ制度実現をした先に現実が待っていること、マイノリティが直面するであろう数々の昔ながらの家族中心的 (家父長制的) 構造を変えていく必要があると思っています。	1
3		杉並区でパートナーシップ制度ができたら、杉並区へ引越することも考えたいと思っています。	1
4		基本的な人権、婚姻の形の選択肢として、同性婚は、制度としてあるべきだと考えます。従って、その前段階として、パートナーシップ制度の導入を、杉並区でも取り入れるべきと思います。この制度の導入で、不利益を被る人は無く、豊かな共生社会への重要なステップだと思います。	1
5		個人的には男女平等条例制定を長いこと要望してきました。 今回、説明会に出席し、当事者の方が自分たちに収れんした条例ができて嬉しいとの主旨の発言をきき、当事者がようやく一步踏み出せたと感じているのであればそれはそれでよかったですと感じました。	1
6		大賛成です。ぜひ実現してほしいと思います。パートナーシップが性的マイノリティーに限らず、選択肢のはひとつとしてあるとよいと思っていますし、性的マイノリティーにとって暮らしやすい杉並区であって欲しいです。	1
7		必要です。賛成	1
8		婚姻届けを出すことができない方々にとってパートナーシップ制度は必須です。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
9		ぜひ進めてほしいです。身近に考えたことがありませんでしたが、まだ見ぬ自分の子孫などがこの制度で幸せになる可能性もあるわけですので。	1
10		パートナーシップ制度に大賛成です。戸籍上における同性カップルが、不公平・不平等な社会制度（本件の場合は婚姻制度）のために受けさせられている不利益を少しでも解消するものとなることを期待しています。杉並区が、マイノリティが正当な権利を行使できる区になるのであれば、それはいち住民にとって大きな喜びとなります。ぜひ進めていただきたいです。	1
11		憲法第25条の「すべての人が人間らしく生活を送る権利がある」という観点から両制度ともに、何故これまで存在していなかったのか？という疑問が出るほど当然のことと思います。速やかに実施できるよう議会で決議されること切に願います。人間が生まれながらに持つ特性を差別の対象にすることほど卑怯、卑劣なことはありません。男女差別をはじめ日本がこの分野で後進国の最先端に近い場所にいることは耐えがたく、いくつかの自治体と共に杉並区も国政を動かす原動力になって欲しいと思います。	1
12		今だにパートナーシップ制度に反対する方々がいるという。何と頭のお硬いことか。マイノリティを認めることが出来ない人は、差別意識が強い人だと思う。是非思いやりのある暖かな杉並になってもらいたい。	1
13		私は今、女性の方とお付き合いをしています。いずれは可能ならばパートナーシップ制度があるならばその方法を利用したいと思っています。同性というだけで、お互いの死に目に会えないやささまざまな場面で家族にならない。同じ扱いを受けられないというのは結構考えものだなと思っています。パートナーシップ制度が少しでも私の住む杉並区で進んで行ったら私も嬉しいです。	1
14		やっと杉並区にもパートナーシップの話が出たんだ！と嬉しい気持ちになりました。一日でも早く制度化されることを願います。 東京都のパートナーシップもできたため、もし利用することがあれば杉並区のパートナーシップも同時に利用したいと思いました。 区内の行政サービスの方が、より住民に身近な内容が多いのかなと思ったからです。人生の選択肢は多い方がより豊かで幸せな道に繋がるので、みんなにメリットがあると思います。まだまだ同性婚すらできない日本で、パートナーシップにも反対するなんて、もはや恥だと感じます。 実際、導入されて損をする人は一人もいないはずです。当たり前の権利が当たり前で得られる社会になってほしいので、杉並区のパートナーシップにはもちろん賛成します。この区に住んで良かったなと思えるような政策を期待しています。	1
15		パートナーシップ制度の導入はジェンダー平等の立場からも人権重視からも必要なことで、今まで辛い思いをしている人にとって朗報です。国の制度としてやるべきことですが、取りあえず区で行うことに賛成です。	1
16		それぞれの人が多様な性自認を持ち、幸せに暮らしていける制度を作って欲しいです。	1
17		同性同士の婚姻関係が認められていないため、病気になっても家族ではないため面会、診療のカウンセリングも出来ません。パートナーシップ制度は誰の迷惑にもなりません。早期に成立を望みます。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
18		国政では進まない「選択的夫婦別姓制度」と一緒に、杉並区パートナーシップ制度に申し込むことも【当事者の方々の選択】なわけで、だれにも迷惑のかからない骨子案だと思います。反対する方々がいる理由がわからない。誰にとっても、どんな方々にとっても住み良い杉並区であってほしいです。賛成します。	1
19		杉並区パートナーシップ制度導入、賛成です。ですが、なぜここまで制度導入が遅くなってしまったのか検証が必要だと思います。もっと早く導入すべきであったと思います。杉並区という地名を聞いて私が真っ先に思い出すのは、「同性愛は個人的趣味」という数年前に発せられたある議員の言葉です。忘れてたくても忘れられません。我々当事者は一生忘れることはないでしょう。パートナーシップ制度導入を躊躇される自治体の多くに「制度導入よりも理解が先」という傾向が見られますが、理解が必要なのは一般市民(区民)ではなく、議員の方々だと思います。議員の皆様が考える以上に区民の性的マイノリティに対する理解は進んでいます。	1
20		杉並区がパートナーシップ制度を導入することに賛成します。異性同士でなければ利用できない婚姻制度は人権侵害と考えます。 現在240もの自治体が同制度を導入していますが、国が法律を変えない限り、その運用は限定的です。杉並区にはぜひとも、他の自治体と連帯して同性婚の法制化を国に求め、一日も早くこの違法な状況を改善するよう、その先頭に立って動いてくれるよう願っています。	1
21		渋谷区のに続いて杉並も全ての人にとって住みやすい街になることを望みます。そのためにもパートナーシップ制度の早急な導入に賛成します。	1
22		私は過去にパートナーが一刻を争う緊急の手術をする際にサインが出来ず、そこからパートナーの両親を呼び手術までに時間を要したことがあります。手術は成功し、今は元気ですが早く助けたいのに助けてあげられないもどかしさみたいなものは未だに残っています。是非杉並区でパートナーシップ制度を作っていただけると嬉しいです。私のみならず他のLGBT当事者のためにもお願いいたします。	1
23		今回の杉並のパートナーシップ制度に期待しています。人生を誰と一緒に生きるかは憲法で認められている最も大事は基本的人権です。どのように生きていきたいか（ひとりで、だれかと一緒に、どこで、どのようにしてなど）、だれに自分を託したいか（財産や利益、保護する権利など）性別や血族に関係なく自分で決定できることは平等に与えられた権利であるべきです。しかし、さまざまな法律や歴史的な制度により、その権利が奪われていること知りました。私自身も結婚する際夫の姓に替えることに何の疑問も持ちませんでした。当たり前と思っていたことが、当たり前でないことを知りました。男女の性により、また性的指向のより法律・制度上様々な差別と不利益を受けている人たちがいることを知りました。不平等を解消するには国の法律の改正が必要ならば、生活のさまざまな場面で直接不平等・不利益を受けているその場から解消していき、大きな合意をつくるのが、法律の改正につながると思います。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
24		杉並区パートナーシップ制度に賛成します。ぜひとも推進していただきたく思います。	1
25		賛成です。	1
26		賛成いたします。多様性豊かな社会が実現すれば、文化も含めてさらに豊かさを増して、今後中心となる若年層の世代においても、少しでも息苦しさや生き辛さが軽減されることの助けになるのではないかと考えます。今回のパートナーシップ制度はその端緒となり得る可能性も高いので、様々な意見、なかには嫌がらせに近いものもあるかと思いますが、どうか負けずに実現させてください。	1
27		ゲイでパートナーと公正証書を作成し、杉並区に家を共に建てて住んでいる当事者です。本来であれば国としての法制度の整備が急がれるところだと思いますが、自治体による制度の整備もそのための大きなステップであると考えます。我々ゲイ当事者を含む性的マイノリティも杉並区の区民であり、そこに不利益なく平等に参画できるような仕組み作りを一刻も早く求めます。多様な人がそれぞれ輝ける区政とパートナーシップ制度の整備をお願いいたします。	1
28		こうした取り組みが行われることを誇らしく思います。 一度目の説明会で少し発言いたしました。今までに多くの方が自らの人生に混乱し、場合によっては落胆、絶望してきたことと思います。その原因の大きな一つは、不備のある制度によって一部の人たちが「いない」ことにされてしまったからだと思います。 社会が成熟していないことによって、たくさんの涙を背負わされた人たちがいます。社会の混乱、認知の不足という言葉によって、いないことにされ続け、優劣をつけられ、後回しにされ、痛みを一手に負わされた人たちがいます。 この制度が、多くの人にとって希望とともに明日を迎える社会となるための一助になることを祈っています。特に未来を生きる子どもたちのために、用意しておきたい制度です。 一緒に素敵な制度に成長させていければいいなと思っています。	1
29		ついに、杉並区でもパートナーシップ制度の導入に向けて動き出していただき、とても嬉しく存じます。ぜひ推進してください。	1
30		杉並区パートナーシップ制度（骨子案）に賛同します。 今や世界的な流れとなったパートナーシップ制度は、当事者は利益を受け（というか当然受けるべきものだが）それ以外の人々もこれを認めたからといって別に不利益を受けるものではない。当事者が幸せになるものを他者が邪魔をすることはあってはならないことです。 1日も早くこの制度が実現されることを望みます。 杉並区民と杉並区議会議員たちの良識に期待します。	1
31		賛成！すすめて下さい。皆が生きやすい社会にしてほしい！	1
32		賛成です	1
33		パートナーシップ制度の導入に賛成です。1日も早く、性的少数者の皆さんにとって住みやすい杉並区になることを希望します。	1
34		だれでもが差別されない制度にとりくんで下さい。杉並区にこの制度を作ってください。	1
35		生きづらい社会、差別とへん見のあふれた社会を変えていただきたいとします。パートナーシップ制度に取り組んで下さい。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙5)の該 当番号
36		<p>パートナーシップ制度に賛成します。私は性的マイノリティの当事者ではありませんが、親しい友人に同性カップルがいます。同性カップルという肩をしかめる人もいるでしょうし、私も以前はそうでした。でも実際に知り合ってみると、異性カップルと何も変わらない普通の人間で、たまたま好きで安心できる相手が同性だったというだけです。それはとても自然な姿で、わざわざ「同性カップル」と呼ぶのも違和感があるほどです。自分と同じ人間として、同性カップルが異性カップルと同じ権利を持つことは当然のことだと思います。婚姻の形も時代とともに変化し、異性カップルでも必ずしも法的な結婚をしない人もいます。また今の時代、血縁関係に頼れる人がいなくて結婚もしていない人が、病気になったときなどに信頼する友人に家族並みの対応を願うケースもあると思います。そうした時にもパートナーシップ制度が適用できると良いと思います。時代に合わせて、制度も柔軟に対応するべきです。区民として、どんな人にも等しく幸せに生きる選択肢を与えてほしい。これは自分事として切に願います。</p>	1
37		<p>当事者達の意見をよく聞いて、話し合いを重ねた上で条例を発効することを望みます。</p>	1
38		<p>婚姻はあくまでも「男」「女」が行うものであり、それによって子孫が?栄し、国の繁栄がもたらされるものと考えます。これが同性同士の結婚であれば当然ながら子孫の繁栄はあり得ません。同性同士が同居することは「ご勝手にどうぞ」という気持ちですが、これを「権利」として通常の結婚をしている者に対しても強要してくるのは困ります。</p>	1
39		<p>パートナーシップ制度が創設される事に、反対するものではありませんが、パートナーシップ制度が独り歩きしている印象です。性の多様性の中での制度ですし、ジェンダー平等の中での制度だと思います。同性婚の独り歩きは、世間で広く、違いを差別しなくしていくのに、必ずしもプラスにならないかもしれません。口に出さなくても、水田は大勢居ると思われまます。</p>	1
40		<p>杉並区パートナーシップ制度の実施に反対します。日本国憲法第 24 条には婚姻の原則として婚姻は両性の合意のみに基くことが規定されており杉並区のパートナーシップ制度は憲法違反であることは明白だからです。またイスラム教では同性愛そのものが禁忌とされており、杉並区のパートナーシップ制度は日本に住む多くのムスリムの尊厳を傷つけるものであり宗教的にも認めらるものではありません。憲法違反であり、宗教的な分断を深める危険性が高い杉並区パートナーシップ制度には断固反対します。</p>	1
41		<p>LGBT の方は少数なのではないのでしょうか？ 弱者のためにというニュアンスが多いですが、テレビなどにでている LGBT の方々はそんなに弱者ではないと思われ、もっと慎重に取り扱うべき内容なので、公な法にしなくてもいいのではないかと思います。</p>	1
42		<p>同性カップルのパートナーシップを認めることに異論はありません。トランスジェンダーへの差別をなくす観点については条例を作るのは反対です。まずは差別しないようにする、教育からではありませんか。性自認だけを根拠に、トランスの権利を守るとするのは危険であり、子供や女性への性被害を懸念します。議論も浅く、区側の理解も浅いと思います。実際、レズビアンだという女装のトランス男性(自称)から性被害を受けたことがあります。性自認の問題は一部男性にとっては非常に便利なツールです。精神の性と生物学上の性を安易に扱うべきではないと考えます。Twitter でも心配する意見を多く見ました。区長もアカウントお持ちですので、区議会議員だけでなく、懸念を表明している有権者の声をよく見ていただけたら幸いです。</p>	1

番号	枝番	意見 (全文)	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
43		<p>☆当事者である私が何故「同性パートナーシップ制度」に反対しているのか。  LGBTQ レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、  Q はジェンダー クィア コミュニティー (不思議な、風変りな、奇妙な) その他  X ジェンダー、A ロマテック、A セクシャル、パンセクシャル。  (詳しくは検索して下さい)  法的性、性自認、性的指向、☆性的マイノリティ 多様な性を理解する。  [全てがカッコ良く素敵なお事のように聞こえます。]  LGBTQ これはそもそも海外から来た言葉で、アメリカなど宗教に於いて同性愛は良からぬ者とし迫害を受けて来た歴史があります。それでこう言った動きが始まった訳です。迫害からの開放それは素晴らしい事だと私も思います。しかし、この日本に於いては昔から何の問題無く永い歴史があり、迫害も無く、これからも変わる事はありません、信長もそうでしたし何よりも文化としての貴重なニーズがあります。私も最初は同性婚も良いのではと思った事があります。男性だった私が法的にも戸籍上女性として生きて行けるようになるまで長い道のりの中で彷徨(さまよ)っていた頃です。しかし、アンダーグラウンドの世界に長く居た私はこの問題、良く考えてみたら自らの首を絞めかねない事柄だと気づいたので。カッコ良く聞こえる LGBTQ クィア、不思議ちゃん、アニメ等の二次元コンプレックスやロリコン、フェチや変態までもが含まれて来ます。  (個人的に変態は嫌いじゃありませんが、笑)  持って生まれた性の指向は自分ではどうする事も出来ないモノですからロリコンは可哀想です。思考するだけなら何の問題もありませんが行動した時点で犯罪ですから。(コレはゲイだけの問題ではありませんが)  G ゲイに関しても好み表現の(若専、老け専、外専、デブ専) があります。  この中の(若専ロリコン)は某業界では犯罪にも成らず枕営業として当たり前の様に存在します。決まり事が出来てくれれば悪用する者も出て来る他 LGBTQ 同士での差別化が起き弱い者が より弱い者を差別する構図がココに見えて来ます。  光が強くとたれば闇も深くなる魑魅魍魎(ちみもうりょう)も ふんだんに入ったパンドラの箱をひっくり返すような事です。昔からそう言った同性愛者の文化ん保つ街、新宿区や上野 浅草の台東区や錦糸町の江東区は「同性パートナーシップ制度」を実施しておりません。そう云う世界を当事者でも無く知りもしない人達によって政治利用されている現実があります。文化と歴史背景を考えず、簡単に受け入れるのはとても危険な事です！それはやはり誰かが警鐘を鳴らしていかなければならない事だと考えます。(私達は少数派ではありますが特別な存在でも病気で弱者でもありません)性の問題は複雑かつ深淵(しんえん)です。「この問題を政争の具として遊ばず、そっとしておいて頂きたい」と云うのが私を含む当事者達の少なくない声である事をお伝えしておきたいと思います。ここまでのお話の中でやはり納得出来ないと云う意見もあります、色々な考え方が有りますから有って当然だと思います。結論から申しますと「それで良いと思います。」私は当事者ですから身内の恥をこれ以上晒したく無いですし、何より「同性パートナーシップ制度」で利を得るのは限られた人です。LGBTQ 全体的には関係ありません。LGBTQ の中で本当に困って居る人達が他にも沢山存在します、自分達だけ良ければイイと云う考えは如何なものかと。元々この「自分達が良ければイイ」と云う考えが全ての問題を引き起こしてる訳ですから。  LGBTQ 私達は争う事なく！私達からこういったおごりを変えて行きませんか？</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
44		<p>すでに多くの自治体で導入され人口カバー率6割を超えると言われるパートナーシップ制度、なぜ杉並区に今まで導入されなかったのだろうか？という印象です。速やかな導入をお願いします。欲を言えば、人権に対して遅れてやってくる杉並区ではなく、人権先進自治体となるために、もっと積極的な自治施策を推進して行って欲しいと思っています。婚姻届は自治体に出されます。周知のように、現在の婚姻に関わる法律、戸籍法には個人の幸福の権利を阻害しているという問題点があります。</p> <p>杉並区は国、法律の代行者ではなく住民の幸福を追求する自治体として、同性婚の認可、性別変更の際の適合手術要件撤廃などにもっと積極果敢に踏み込んでいただきたいです。</p>	1
45		<p>パートナーシップ制度によって、今まで認められなかった婚姻制度と同党の生活基準ができ、住居を確保しやすくなったり、配偶者対象の行政サービスを受けられるなど、同性パートナーや事実婚パートナーの人たちが暮らしやすくなるのは明らかです。利用する、しないは本人たちの自由で、他の誰にも迷惑をかけることもないですから、この制度は是非やるべきと思います。賛成。</p>	1
46		<p>人が誰を愛し（性的指向）、どのような人生と幸福を求めて生きていくか（性自認などの）の選択権は、誰もが「恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）と並んで最も「基本的な自由と人権」だと思っています。性的マイノリティに対する偏見と差別の克服を志向するパートナーシップ制度の導入に賛成します。</p> <p>さらに今回の杉並での制度案は、「事実婚」カップルについても適用を目指している点も高く評価します。「夫婦同性強要制度」のもとで「（選択的）夫婦別姓」を志向し、「事実婚」を強いられていた人々には朗報といえると思います。一方で、民法の改正など根本的な問題解決への動きを緩めることになってはいけません。そうしたことを含め、今後のことを考えると「婚姻」に関することに止まらず、子どもしたことなどの「家族」や「終活に関する人生の同伴者」としてのパートナーの事などを検討していくべきと考えます。現在の「成年後見制度」は高齢社会の中で大いに期待されるものでしたが、自分の後見人の経験からしても「使い勝手の悪い」ものでした。「親族後見」中心だったり、一部の業界（法曹界など）に利益をもたらした（経済負担の大きい）ものなどの問題があり、欧州に見られるような「市民後見」は発展しませんでした。現在、最高裁なども制度改正を検討しているとのことですが、一人暮らしの高齢者や障害者をどう支えていくかは喫緊の課題です。杉並でも社協などが音頭を取って「法人」がバックアップした「市民後見制度」が築かれていくことを期待したいと思います。こうした点から、「パートナー」を「人生の同伴者」という意味として考えると「婚姻関係」「親子（養子縁組を含む）関係」だけでなく、より広い「寄り添い人（パートナー）」に（医療同意権などの）法的権限を与えるものになっていいのではないかと考えます。杉並区において、今回の条例が成立するに止まらず、さらなるパートナーシップ制度の改善を目指すことを支持します。説明会でも担当者の方が述べていた「育てていく」を信じたいと思います。</p>	1
47		<p>「幸せなカップルを増やす」ために、パートナーシップ制度に異性婚の事実婚を含めた点を評価します。その根拠となる条例案ですが、「性の多様性が尊重される地域社会」と掲げてあり「性による差別等の禁止」を盛り込んでいるので、杉並区でジェンダー平等をめざすことを、ぜひ明記してください。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」（別紙5）の該当番号
48		<p>賛成の立場から意見を述べる。</p> <p>1 制度創設そのものについて</p> <p>本条例は、同性カップルが利用することが要件としてはなっていないものの、主には同性カップルを対象とした条例であると思われる。このような条例が制定されることは、大きな意義があると考えられる。令和3年3月17日に、札幌地裁にて、同性の者同士の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定について、憲法14条1項に違反する旨の判断がなされた（平成31年（ワ）267号）。そして、令和4年6月20日には大阪地裁（平成31年（ワ）第1258号）が上記規定について憲法に違反しない旨の判決を言い渡し、令和4年11月30日に東京地裁が実質的違憲判決を言い渡している（平成31年（ワ）3465号）。大阪地裁判決は合憲判決であったものの、いずれの裁判所も、同性カップルが社会から公認・承認される利益が重要であると指摘しているものである。同性カップルは、現在、相続、在留資格などにおいて、異性カップルに比べて、重要な法的利益を享受することができていないが、本条例はそれらの実際の法的利益のカバーには即座につながらないとしても、行政（地方公共団体）が同性カップルの二人の関係性を公認・承認する効果を生むことになる。これは個人の尊厳（憲法13条）に沿うものである。</p> <p>なお、立法府は、パートナーシップ制度があることに胡坐をかいて、何らの法制度を議論しないことはあってはならない。貴庁または貴議会におかれては、引き続き議論を続け、立法府に対する働きかけを行ったり、必要に応じて議会としての意見を取りまとめるなどの動きを期待したい。</p> <p>2 利用者の要件に関して</p> <p>また、本条例の利用者について、異性カップルも包含している点についても評価できる点であると考え。現在の日本では、選択的夫婦別姓制度が認められておらず、これまでの最高裁（最大判平成27年12月16日、最大判令和3年6月23日、最判令和4年3月22日など）でも、違憲判決は言い渡されていない。しかしながら、個別意見の中では、違憲といった意見を述べるものもある。いずれにせよ、選択的夫婦別姓制度が採用されていないため、婚姻を控えている異性カップルも仄聞するところであり、そのようなカップルの生きづらさを、わずかではあるものの、保障することに資する。このような条例制定に賛意を示したい。</p>	1
49		<p>①他の自治体の例から見てもあまり利用する人がいるとは言えず、LGBTの人達もそっとしておいてほしい人が多いそうです。むしろ相談窓口を充実する等の個別対応を充実するべきで、制度の必要性を感じません。</p> <p>②3月議会で施行される事が決まったそうなので、敢えて骨子案についての意見を言うと利用対象の⑤戸籍上の性別要件に事実婚カップルも対象にしている部分は削除すべきです。日本の国、社会を支えているのは家庭の絆であり家族制度です。この点は慎重に考えて頂きたいです。</p>	1
50		<p>パートナーシップ制度が導入されるのを期待して待っています。現在、夫とは事実婚です。夫婦別姓を希望し、それぞれ働いて生計を営んでいる、子どものいない二人には、現在の形が望ましいのですが、戸籍上の婚姻をしていないことで、病院での手続きや財産分与などで不利益や問題が起こることを心配していました。早く実現してほしいです。</p>	1



番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
51		<p>岸本区長の新しい政策を応援しています。多くの区民の声を聞くことを大事にしてくれているので少しでも協力できるようにと地域の仲間に声をかけています。パートナーシップ条例に賛成します。東京都が条例を制定して日本国民の約6割がすでになんらかの恩恵に預かっている状態ですがそれでもまだ十分ではありません。事実婚の異性カップルに対しても適用されるということを特に歓迎します。先進国では法律的に婚姻関係にないパートナー関係が若い人たちに支持されています。互いに自由と権利を尊重し、助け合って暮らしてゆくことが地域にとっても個人にとってもより豊かな生活をしていく上で重要だと考えています。今後も都や国の政策とも協調しつつより良いパートナーシップ制度にしていきたいので数年後には制度評価と条例改正についても検討するように仕組みを整えてください。</p>	1
52		<p>①パートナーシップ制度については基本的に必要ないと考えている。現在は差別を解消するための制度も十分に整っているはずであり、制度化する程必要とする人はいないし港区のアンケートなど見るとむしろ「そっとしておいてほしい。」という方が一番多い結果が出ている。相談窓口等が整っている現在においては個別対応で十分なはずである。またトランスジェンダー等で本当に苦しんでいる人達にとってこの制度が彼らのニーズにこたえるものであるかどうか疑問である。</p> <p>②3月議会で議決されてしまったので制度が施行されることが前提として骨子の内容からすると一番気になるのは利用対象に（5）事実婚関係にある異性カップルも対象にしていることである。これは性の多様化や差別の対象外ではないか？私は日本の国と社会を支えている一番の根幹にあるのは社会の最小単位である家庭であり、家族だと思う。そしてそれを法的な面で保証し支えているのは家族制度であり婚姻制度である。そのことを根底的に覆してしまう出発点になってしまう恐れがある。結婚の意義と価値が薄らいでしまうと思う。家庭が未来の人材を育成する母体であり、その基本線を崩しては社会そのものが弱体化してしまう。よって（5）の戸籍上の性別要件は削除すべきだと思う。</p>	1
53		<p>パートナーシップ制度に反対です。もともとは、同性パートナーシップの話だったのが、内縁関係の異性カップルまで対象になった経緯をはっきりと示してほしい。内縁関係のカップルについては、既に社会保険の控除を受けられたり、住民票に「妻(未届)」と記載できたりするなど、その関係が記載することもできる。さらに杉並区が証明する必要はあるのか？</p> <p>また、他の自治体の同性パートナーシップ制度も、利用率がかなり低く、当事者に求められていないのではないかと。一部の政党や活動家へのサービスだとしたら、彼らの本当の目的は何なのか、むしろ不安が増す。</p> <p>そして、骨子案の発表から施行(目標)まで、数か月という短期間というものも不信が増す。なぜそんなに急いで決めようとするのか。なぜ、区議会議員選挙が終わるまで待てないのか。区民への情報提供や意見募集に手間や時間を惜しむのは、独裁的で全く民主的ではない。</p>	1
54		<p>賛成です。同性カップルだけではなく、事実婚カップルへの適用もまた良いと思います。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
55		<p>私(女性)、私のパートナー(男性)はストレートのパートナーです。杉並区のパートナーシップ制度に期待して去年の11月に杉並区へ引っ越ししました。</p> <p>「お互いに苗字を変えたくない」「血のつながった両親と同じ苗字でいたい」「苗字を変える側に負担をかけたくない」など理由があって入籍はしていません。ぜひ杉並区には事実婚のテストケースとして進んでいてもらい、国全体で事実婚が進むといいなと思います。この議論を通じて、習慣を変えることは本当に難しいのだと何度も痛感しました。閉塞的な制度は、国全体の雰囲気をつくると思います。少しでも日本が生き易く、それぞれの幸せを願い、心地の良く過ごせるようになればと思います。</p>	1
56		<p>最近、杉並区に越してきた者です。異性のパートナーと同棲しています。結婚を考えているのですが、結婚後も共働きで行くことなどを考えると苗字がお互いに変わることに抵抗があり、このパートナーシップ制度をぜひ利用したいと思い、杉並区に引っ越してきました。パートナーシップ制度の施行が延期になったと聞き、とてもショックでした。国が認可していなかったり、全国的にもあまり例がないことかと思いますが、まずはケースモデルを作る必要があると思います。国がやってくれるのを待つのではなく、ボトムアップで自治体からこういった実例を作っていく、法律を変えていくというやり方もあると思います。</p> <p>わざわざ杉並区でやらず、他の自治体がやればいいのかという意見もあるかもしれませんが、そんなことを言っているのは一生変わりません。</p> <p>もちろん制度を導入することによる、区職員や関係者の方への負担はあるかと思いますが、導入するデメリットよりもメリットの方が明らかに大きいかと思います。今回の私たちのように、パートナーシップ制度があるからという理由で引越して来る方も相当いると思います。住んでいる人達が増えればその分、区の税収も上がり、この制度以外にもより多くのことに税金を投入することができると思います。色々しがらみはあるとは思いますが、改革に向けて一步を自分たちが作るという気概を見せてもらえると嬉しいです。もしパートナーシップ制度が導入されなければ、杉並区からの引越しも検討しています</p>	1
57		<p>生きやすさを求めることは、しばりをなくしていくしかありません。このことはジェンダー平等にも通じると思っています。気づいたことを要求して行きましょう。特に事実婚の人達にも光が当たって大賛成です。</p>	1
58		<p>いい制度だと思います。私は当事者ではなく、シングルですが、ジェンダーについて少し学んだ中で、「同性パートナーシップ」というのは包括的でないだけでなく、逆に差別的になってしまうのではないかと知りました。東京都の制度がそうらしいのですが「同性カップル」と条件付けすることでアウトティングになってしまう。あるいは戸籍変更ができないトランスの人のケースだと性自認がたとえば「男性」で、パートナーが「女性」の場合、自認では「同性カップル」ではないわけですね。</p> <p>もちろん夫婦別姓希望やその他の理由で戸籍を入れられない異性のカップルにも幅広く使えるのはいいことです。</p>	1
59		<p>性別にかかわらずパートナーシップを結ぶことは当然のことと思うので、杉並区、杉並区長を支持します。ただ国籍に関する言及がありませんが、日本国籍者と日本国籍でない者、日本国籍でない者同士の場合も杉並区民であればパートナーシップを結ぶべきだと思います。本来はそれが配偶者ビザにつながるべきと考えますが、国はまだまだですね。杉並区から変わってほしいと思います。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
60		<p>杉並区のパートナーシップ制度(骨子案)に賛成します。渋谷区や世田谷区などに既にある自治体パートナーシップ制度は、同性カップル向けに限定されています。杉並区の骨子案にあるように、LGBTのカップルだけでなく、異性間の事実婚カップルや夫婦別姓婚を望む人たちが利用できるものにすることが大切だと思います。現在、夫婦同性制が現存するのは、世界で日本のみです。そのために、事実婚状態のカップルも多いです。その場合、社会保障、相続、パートナーの医療行為の同意、税の配偶者控除などの面で権利が十分に認められていません。アメリカで別姓のまま結婚した映画監督と映画プロデューサーは、日本で戸籍への婚姻関係の記載請求は却下されたまま、婚姻関係を公的に証明する手段がありません。杉並区では、このような海外での別姓法律婚カップルに婚姻証明書を発行してほしい。それによって、古い制度に風穴を開けていただきたい。また、海外で同性婚をしたカップルに対しても、婚姻証明を発行して頂きたい。</p>	1
61		<p>今回のパートナーシップ制度には賛成ですが、一点だけ再検討をお願いしたく存じます。</p> <p>&lt;変更希望箇所&gt;</p> <p>1 基本的な考え方等</p> <p>○また、区制度の根拠規定は、制度の安定性や区民・事業者に対する周知効果等を考慮し、区議会の議決を得て定める「(仮称)杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」とし、令和5年4月の制度創設を目指して取り組むこととします。</p> <p>今回のパートナーシップ制度は「事実婚」「夫婦別姓」を包括していますが、そうであれば根拠となるべきは、上記「(仮称)杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」ではないはずです。このままでは、制度の設計として、不適切ではないでしょうか。「男女共同参画の条例」や、「夫婦別姓を認める条例」か、それに相当する条例も別建てで作り、今回の「性の多様性条例」も含めた幾つかの条例を根拠として「パートナーシップ制度」を作り、婚外子に対する不公平の問題や、離婚や親の別姓で不都合を被る子ども達への配慮、結婚により名前が変わることで女性が被る不平等への配慮も盛り込んでいただきたいと思います。これらの問題は、「性の多様性」条例を根拠と出来ません。相応の条例を作ったうえでのパートナーシップ制度として運営して頂きたいと思っております。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙5)の該 当番号
62		<p>■指摘箇所</p> <p>・1 ページ目 3 利用対象となる2人 (5) 戸籍上の性別要件 双方の性別は問わず → 戸籍上同性同士に限る</p> <p>■理由</p> <p>性的指向（好きになる相手の性別）と性自認（自身の認識する性別）は本来分けて考えるべきものと思います。</p> <p>同性愛当事者が差別されてきたのは、"身体の性別"が自身と同じ相手を好きになるからで、"自認の性別（『心の性』）"での差別とは別問題です。丁寧に分けて考える必要があるべきことで、もっと議論が必要だと思います。</p> <p>『性自認』を認めた国々では、今たくさんの方が浮上しており、立ち止まり、議論を深め始めています。思考停止せず、広く住民の意見を聞いて、よい条例を作ってほしいです。</p>	1
63		<p>パートナーシップ制度は議会で陳情が承認されたので、今更意見を述べたところで、相手にされないでしょうが、そもそも結婚という制度は何のためにあるのでしょうか？結婚や家庭というものは本来、子供を健全に養育していく土壌を作るためのものではないのでしょうか？少なからず私としては、パートナーシップ制度というものを設けなくていいと考えます。区長の言われているような、病院で家族でないと付き添いができないなどという意見に対しては、そこを改めればいいのではないのでしょうか？気が合って、同じ屋根の下に住むのは、そのような制度を設けなくてもいいのではないのでしょうか？ドラえもんの作者藤子不二雄でも同じ絵描きとして同じ屋根の部屋で生活していたわけですし。</p> <p>また、事実婚もこれに含めるとは何なのでしょう？その線引きはどうするのですか？基準は何なのでしょう？16人に1人は性的マイノリティーがあるといわれているとおっしゃいましたが、その根拠は何ですか？出所はどこですか？いい加減なことを区民のサイト経由して伝えないでください。いい加減な政策政治にあきれてしまいます。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
64		<p>同性カップルがパートナーシップ制度を通じて保護を受けることについて賛成いたします。しかしながら、トランスジェンダーの利用を想定している本制度案は本来であれば好きになる性別や自身の性別が「変えられない」ことによって苦しむレズビアン・ゲイ・バイセクシャルのセクシュアルマイノリティの権利擁護とはかけ離れたものになると考え、戸籍上の要件を同性同士に限るよう求めるものです。</p> <p>【該当箇所】 1 ページ 3 利用対象となる 2 人 (5) 戸籍上の性別要件 双方の性別は問わず → 戸籍上同性同士に限る</p> <p>【理由】</p> <p>イギリスではすでに LGB Alliancne としてトランスジェンダーの権利擁護とは分離する形として性的指向の尊重の運動が起こっています。性的指向がマジョリティと異なる LGB のセクシュアルマイノリティ当事者は、自身の身体の性別と好きになる相手の性別が同一であることによって社会的な困難に直面しています。T、すなわちトランスジェンダーの「心の性別があり、心の性別は揺らぐことがある、もしくは変えられない（※トランスジェンダーの権利擁護を進める方達の中でも意見が分かれています）」とする性別認識とは全く異なるものであり、性別が変えられないからこその困難です。（T が認められる事により、L の方々は T の人達から侵略されている。例えば L の人に T(身体男性)が交際を要求。L の方は当然身体男性は受け入れられない為拒否すると、差別と糾弾され暴行事件に発展している件もあります。）そして、T(身体男性×身体女性)の方は現時点で戸籍上の法律婚は可能です。よって同性婚が不可能であるために同性パートナーシップ制度を制定する必要があります。真にセクシュアルマイノリティ当事者にとって関係を保障するための制度となるために、戸籍上同性同士に限ると文言を修正していただくよう求めます。</p>	1
65		<p>「(仮称) 杉並区パートナーシップ制度(骨子案)」についてのパブコメ案 <a href="https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0412/1078076.html">https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0412/1078076.html</a></p> <p>当会は同性カップルがパートナーシップ制度を通じて保護を受けることについて賛成をするものです。しかしながら、トランスジェンダーの利用を想定している本制度案は本来であれば好きになる性別や自身の性別が「変えられない」ことによって苦しむレズビアン・ゲイ・バイセクシャルのセクシュアルマイノリティの権利擁護とはかけ離れたものになると考え、戸籍上の要件を同性同士に限るよう求めるものです。</p> <p>【該当箇所】 1 ページ 3 利用対象となる 2 人 (5) 戸籍上の性別要件 双方の性別は問わず → 戸籍上同性同士に限る</p> <p>【理由】</p> <p>イギリスではすでに LGB Alliancne としてトランスジェンダーの権利擁護とは分離する形として性的指向の尊重の運動が起こっています。性的指向がマジョリティと異なる LGB のセクシュアルマイノリティ当事者は、自身の身体の性別と好きになる相手の性別が同一であることによって社会的な困難に直面しています。T、すなわちトランスジェンダー、トランスジェンダリズムの「心の性別があり、心の性別は揺らぐことがある、もしくは変えられない（※トランスジェンダーの権利擁護を進める方達の中でも意見が分かれています）」とする性別認識とは全く異なるものであり、性別が変えられないからこその困難です。</p> <p>真にセクシュアルマイノリティ当事者にとって関係を保障するための制度となるために、戸籍上同性同士に限ると文言を修正していただくよう求めます。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙5)の該 当番号
66		<p>トランスジェンダーの利用を想定している本制度案は、本来であれば好きになる性別や自身の性別が「変えられない」ことによって苦しむレズビアン・ゲイ・バイセクシャルのセクシュアルマイノリティの権利擁護とはかけ離れたものになると考え、戸籍上の要件を同性同士に限るよう求めるものです。</p> <p>【該当箇所】 1 ページ 3 利用対象となる 2 人 (5) 戸籍上の性別要件 双方の性別は問わず → 戸籍上同性同士に限る</p> <p>【理由】 イギリスではすでに LGB Alliancne としてトランスジェンダーの権利擁護とは分離する形として性的指向の尊重の運動が起こっています。性的指向がマジョリティと異なる LGB のセクシュアルマイノリティ当事者は、自身の身体の性別と好きになる相手の性別が同一であることによって社会的な困難に直面しています。T、すなわちトランスジェンダー、トランスジェンダリズムの「心の性別があり、心の性別は揺らぐことがある、もしくは変えられない（※トランスジェンダーの権利擁護を進める方達の中でも意見が分かれています）」とする性別認識とは全く異なるものであり、性別が変えられないからこそその困難です。真にセクシュアルマイノリティ当事者にとって関係を保障するための制度となるために、戸籍上同性同士に限ると文言を修正していただくよう求めます。</p>	1
67		<p>杉並区パートナーシップ制度に反対します。</p> <p>理由</p> <p>1 区民生活委員会において、制度に反対する陳情のみ補足説明がなされなかったこと。その方は補足説明の意思確認をされていなかったそうだが、説明しないことは不公平でないか。</p> <p>2 本会議で反対陳情者から委員会での再審議の要望書がだされたが却下されたこと。</p> <p>委員会の様子（反対陳情のみ補足説明なし、審査継続を委員長裁決で否決）も含め、意図的に陳情反対者を排除したのではないかととれる。賛成、反対、両者の補足説明をきくべきではないか。</p> <p>3 異性の事実婚を含めたこと。</p> <p>委員会で採決された陳情に（異性）事実婚は含まれていない。</p> <p>また委員会や議会で十分な議論もされていない。（区長の独断とも取れる行為に、区議会議員を選挙で選んでいる一有権者として納得できるものではない）</p> <p>※異性の事実婚を含めるパートナーシップ制度には反対します。</p> <p>4 制度がなくとも不便解消はできるのではないか。</p> <p>5 東京都のパートナーシップ宣誓制度がある現状で、杉並区が新たに制度創設する必要性が感じられない。</p> <p>6 この制度（事実婚を含めたこと）について広く区民理解を得られていないのではないか。</p> <p>以上から、パートナーシップ制度に反対します。来年 4 月から施行で進めているようですが、無理やり押し進めることは区民間での軋轢を生むのではないのでしょうか。期限ありきでなく、反対する当事者の意見を聞く=反対陳情を委員会で再審査することはもちろん、事実婚についても委員会、本会議で十分な議論を尽くし、丁寧に進めること。当事者だけではなく、多くの区民理解を得る努力をするよう要望します。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
68	1	「1 基本的な考え方等」について 「区制度は、国による法的な対応がされるまでの措置として、婚姻制度を利用できない又は利用しづらいパートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するために創設・運用を図るものとします」とありますが、この一文は大変重要であり好ましいと思います。国が全国一律の制度を創設すること、ならびに同性婚を可能とする婚姻の平等を法制化することへ向けて、力強いメッセージとなります。	1
	2	「2 区制度を利用する際の流れ」について 「対象となる2人に、事前予約の上、必要書類を持参して区（区民生活部男女共同参画担当）へ届け出ていただきます」とありますが、アウティングを避けるため、窓口ではなく別室での手続きを選択できる等の対応をお願いいたします。	6
	3	「3 利用対象となる2人」について 「双方の性別は問わず、事実婚関係にある異性カップルも対象とする」とありますが、この要件は、異性カップルと同性カップルの差をなくすものとしてとても好ましいと思われます。	1
	4	「4 届出に必要な書類」について 「5）受理証明書に、生計を一にする子の氏名の記載を希望する場合は、双方又は一方の子であることが確認できる書類（住民票の写し等）」とありますが、この氏名も記載できることは、現に家族として生活している実態を踏まえた好ましい様式と思われます。ただ親を介護している等のケースも考えられるので、出来れば、生計を一にする親の氏名も記載できるようにお願いいたします。	2
	5	「7 その他」について 「区は、各種行政サービスのうち、配偶者を対象とするサービスについて、根拠となる規定等を調査の上、可能な限り、区制度の利用者を配偶者と同様に適用していくものとします」とありますので、早期に対象のサービスを広報して下さるようお願いいたします。「なお、東京都が本年11月に創設した「東京都パートナーシップ宣誓制度」との連携については、今後、必要な調整等を図っていくこととします」とありますが、これは必要な連携ですので、早期に概要が発表されるようお願いいたします。	3
69	1	パートナーシップ制度が制定されることは、とてもよいことだと思います。是非実現して欲しいです。だれ一人、とりこぼさず、皆に同じ権利が与えられるのは良いことです。	1
	2	・ただ、特にトランスジェンダーなどの知識は難しく、（はじめて今回色々調べたところです）広く、区民に周知していく必要があるかと思います。差別などの心配もあります。区としてはきめ細かいフォローが必要かと思います。	4
	3	ヘイトスピーチなどを禁止する条例などが必要になってくるかもしれません。	14
	4	・また、幼児期、学校教育などからも、男、女、とかではなく一人の人間としての人権の教育が必要かと思われます。	4

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
70	1	区議会において非常に長い時間をかけて議論していただいた甲斐があり、たくさんの先行する他の自治体の制度のいいところ取りのような内容になっており、素晴らしいと思います。また、東京都が既にパートナーシップ制度を施行しているところではありますが、一番身近な基礎自治体である区が新たに制度を創設することで、区内に住む性的少数者の当事者として、大変心強く思うとともに、社会に受け入れられている安心感を得ることができ、非常に意義のあることだと思います。杉並区に住んでいてよかったですと思います。	1
	2	1点だけ、現在の案では受理証カードは有料となっていますが、こちらはぜひ無料にしていだければと思います。同性カップルや事実婚カップルは、パートナーシップ関係にあることの客観的な証明を強いられる場面があるというだけで、婚姻している異性カップルに比べ不利益な扱いを受けています。杉並区においては、このような現存する社会の不平等を少しでも緩和する方向の施策を進めていただければと思います。	7
71	1	杉並区パートナーシップ制度に賛成です。 私自身、40年以上杉並で暮らし、二人の子供も区内の保育園小学校に通っています。岸本新区長が誕生し、自転車に乗って颯爽と登庁する姿を見たとき、私はなにか視界が開けたような、そして自分の身体が軽くなったような気持ちになりました。これから大人になってゆく子供たちが、将来好きになった誰とでもいっしょに暮らせるよう、そして今区内で窮屈な思いをしながら暮らしている方々がすぐにでもその暮らしが改善され、暮らしやすくなることを願っています。繰り返しになりますが、杉並区パートナーシップ制度に賛成です。	1
	2	最後に、前区議のように「男性が女湯に入れるようになる。」など、最もらしく聞こえるようなことをヘイトスピーチを交えて反対意見を垂れ流しておりますが、非常に幼稚かつ差別的な人権を無視した差別的な意見だと考えます。	14
72	1	以下の観点から条例制定を撤回、議会での議論を十分に行うことをご提案いたします。 1. すでに東京都でパートナーシップ制度が制定され、運用が始まっており、重複していること。 2. パートナーシップ制度により、「性の多様性が尊重される社会」が実現する指標が明確でないこと。 3. 「性の多様性が尊重される社会」の実現と骨子案の5. 「事実婚関係にある異性カップルも対象」の関連付けが不明確であること。	1
	2	4. 本制度の予算（コスト）が明示されていないこと。 以上の点より、早急を実現する必要性が感じられないことと、議論と区民への理解が不十分であるので、まずは撤回し、上記問題点の解決することをご提案いたします。	13



番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
	1	<p>言葉がとても大事だと思いますので今回のパートナーシップ制度の説明では単純に「同性パートナーシップ」という言葉を利用していないのが大切なことだと思います。性的マイノリティの中で同性愛者、同性カップルはもちろんいらっしゃるのですが、さまざまな性指向・性自認の方がいますので、すべての人が利用できる制度がその多様性を認めると思います。ノンバイナリー+シスジェンダーのカップル、トランスジェンダー+シスジェンダーのカップル、トランスジェンダー+トランスジェンダーのカップルなどバイセクシャル、パンセクシュアルなどのカップルもいます。</p> <p>そして現在の婚姻制度では別姓が禁止されたり、国家に管理され、ジェンダー役割規範が深く、家父長制である戸籍制度に基づくものなので「異性カップル」の中で利用したくない方もいます。どんな性別・ジェンダーでも利用できるパートナーシップ制度であればパートナーシップの届出書・証明書に性別の欄がいない、性別欄があるとまた使いづらくなります。</p>	1
	2	<p>パートナーシップ証明書も通称名で発行することを可能してほしいです。</p>	7
	3	<p>家族として暮らしている子どもがいるとき、その子どもも家族として証明することも求めています。区民（杉並区に暮らしている方）の人権を守るためにパートナーシップ制度を実現していただきたいです。</p>	2
73	4	<p>【1】 杉並区が独自でパートナーシップ制度を実現することで区の公的機関は責任をもって杉並区在住の性的マイノリティの方とその他のカップルのために暮らしやすい環境づくりに努めるきっかけになります。子ども、次世代の方は地域レベルでも受けられている、守れている、将来的にいろいろな形で家族をもつことができるという希望を持つことができます。</p>	1
	5	<p>【2】 パートナーシップの課題</p> <p>ただし、パートナーシップ制度は基本的に法的な保障にならない、法的な効力はないため下記のような権利が得られないのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除など税金控除の適用</li> <li>・共同で親権</li> <li>・在留資格</li> <li>・遺族補償</li> <li>・遺族基礎年金</li> <li>・財産分与や慰謝料請求、年金分割</li> </ul> <p>法的な保障があるパートナーシップ制度を求めています。</p>	3
	6	<p>【3】 二人限定のこと</p> <p>ポリアモリ*の方、複数人と家族というつながりを結びたい人はパートナーシップ制度が利用できません。複数人でパートナーシップ制度が使えるようにしてください。</p> <p>*ポリアモリ：ポリアモリとは、関係者全員の合意を得たうえで、複数の人と恋愛関係を結ぶ恋愛スタイルを指します。</p>	5

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
(73)	7	<p><b>【4】 さいごに</b>  大阪裁判の同性婚に関する判決ではパートナーシップ制度があるので、同性婚を合法化することが必要ではないとされました。多くの方にとって、パートナーシップ制度の浸透によって結婚の自由（同性婚を含めて）の推進活動が力をなくしてしまい、パートナーシップ制度で終わってしまうという恐れがあります。パートナーシップ制度は一つの選択肢、一つの足掛かりになって、これから性別・性自認と関係なくてだれでも法的なパートナーになれるようにこれからも活動が必要です。パートナーシップ・結婚を望まない、批判する人もいます。性指向・性自認に関係なく、伝統的な「家族」・家庭のあり方に対して疑いのある方もいるし、パートナーが複数人いる方などもあります。この方にとって婚姻制度・パートナーシップ制度は適切ではない、望ましくないという事実もあります。ただし、一部の人にとって望ましくないからといって、すべての人からその機会を奪うべきではないです。それから現在の法的制度だと結婚しないと二人として社会の中で暮らしていくことの保障がない限りその選択の自由が必要だと思っています。</p>	1
	1	<p><b>■制度の対象者について</b>  同性カップルのみでなく、男女の事実婚カップル等も利用できる点は大変素晴らしいと思います。現在の婚姻制度を利用できない理由は人それぞれなので、今回の制度によって幸せになるカップルが1組でも多く増えるとよいですね。</p>	1
	2	<p>また、証明書に子の名前を記載できる点も大変素晴らしいと思います。全体的に、他の先行自治体の良い点をたくさん取り入れた良い制度だと感じました。</p>	2
74	3	<p><b>■区が交付する書類について</b>  クレジットカードサイズの受理証カードを作成できる点が良いと思います。各所で関係を証明する必要がある際、持ち運べる丈夫なカードがあるのはありがたいです。婚姻制度では受理証カードを発行しないので、「特別な処理」として有料になるのも理解できるのですが、受理証カードを利用するであろう場面を考慮すると、法律婚と違い「関係を書面で証明しないといけない立場」であるため、無料でも良いと思います。</p>	7
	4	<p><b>■杉並区で制定することについて</b>  私は同性のパートナーがおり、すでに東京都のパートナーシップ制度を利用しています。同種の制度ではあるものの、やはり基礎自治体である杉並区で利用できることは嬉しいです。自分たちの存在を区が公的に認めてくれていることは本当に心強く、これからも杉並で生きていくうえで大きな安心を得ることが出来ます。制度を利用するかどうかに関わらず、区に制度があること自体が、当事者にとって希望になります。性的マイノリティ当事者の子どもたちにとっても、将来の選択肢があることでつながる命があるかもしれません。また、制度があることで性的マイノリティの存在の可視化が進めば、理解促進や差別の解消にもつながると考えます。今回の制度創設によって、誰もが住みやすい杉並に近づくとと思います。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」（別紙5）の該当番号
75	1	パートナーシップ制度の導入が前提での意見募集は間違っています。 東京都がパートナーシップ制度を設けている上で、杉並区が二重に条例を設ける意図が分かりません。	1
	2	パートナーシップ制度の解消を利用者が区に届けずに転出した場合は、穿孔処理をされていない受理証が手元に残りますが、それを不正に利用される可能性があります。そうした犯罪の可能性に対する議論は必須かと思えます。	7
	3	戸籍上の性別要件に事実婚も加えていますが、戸籍に残らない婚姻として、結婚詐欺事件に使用される可能性の検討も必須と思えます。その状態で子供が生まれた場合は、非嫡出子となります。その後に男性が他の女性と婚姻した場合に、残された女性と子供は男性に責任を問えますか。 制度上の問題点を出し上で、区民に周知をすべきです。	1
76	1	杉並区パートナーシップ制度に反対します。 理由は主に、以下3点。 1. この制度を望んでいる杉並区民がどれほどの人数、存在しているのか不明確である点。この点は杉並区議会で自民党議員も指摘していたが、岸本聡子区長からは回答がなく（つまりわからない）、また、それを調査する意向もない、ということだった。区民が望んでいるか不明確であり、民意不在の制度を性急に制定する理由はない。また、先行して同様のパートナーシップ制度を導入した渋谷区では使用率が0.03%(64組/22万人の人口 2021年)、世田谷区では使用率が0.02%(168組/94万人の人口 2021年)と、完全に「使われない制度」となっている。	1
	2	2. どれだけの予算を使うのか不明確である点。上記1.にあるように、どれだけの杉並区民が使うかわからない上に予算も不明確であるの現状では、我々区民の税金を投入する判断材料がない、といえる。	13
	3	3. 岸本聡子区長の意向で一方向的に事実婚を含めた点。なぜ突然、事実婚もパートナーシップ制度の対象としたのか？これについても岸本聡子区長からは合理的な説明はなく、民主主義的なプロセスを無視、そして、二元代表制の根本である議会を無視した進め方は全く区民として納得できない。岸本聡子区長は政治経験もなく、杉並区のこと知らないことは明白であり、もう少し政治と杉並区のことを学習してから、杉並区民の意向を尊重して丁寧に政策を進めるべきである。	1
77	1	杉並区基本構想（令和3年10月策定）に掲げられている福祉・地域共生分野の将来像「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」を踏まえ、性の多様性が尊重される地域社会づくりに資する取組としたこの「パートナーシップ制度」が設立されることを、望みます。	1
	2	この制度について、小学校・中学校・高校でもわかりやすく伝えられる場を設けていただけたら、と願います。	11
78	1	1 カップルが多くの制度を利用できるように（不利を被ることがないように）医療機関、不動産関連企業、福祉施設への働きかけをお願いします。	3
	2	2 子どもやパートナーの親も認定の対象にし、「ファミリーシップ」に近づけたものにしてほしいと考えます。	2
	3	3 「利用対象となる2人」における「（5）戸籍上の性別要件」の内容について、「双方の性別は問わず」の文言を骨子案通り入れてください。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
79	1	<p>「（仮称）杉並区パートナーシップ制度（骨子案）」の撤回を求めます。 その理由は以下の通り。</p> <p>【性的少数者当事者の意見収集に偏りがあること】 制度反対の性的少数者の陳情が排除されている。 パートナーシップ制度への声の大きい賛成意見ばかりが誇張され、制度反対の当事者の意見が無視されていることは問題です。 LGBT 活動家の意見にしか耳を傾けない行政にならないで欲しい。</p> <p>【区議会の議論が不十分であること】 区議会でも議題に上がっていましたが、区議会議員の問題指摘が無視され、議会軽視と感じます。 初めから制度制定ありきで進んでいる印象で納得できません。</p> <p>【事実婚が盛り込まれている事】 パートナーシップ制度は同性同士が対象のはずですが、なぜか異性同士のカップルが盛り込まれている事。なぜ「事実婚」をこっそり盛り込むのか納得できません。修正するたびに余計なことを盛り込んでいくのでは？と、いう大きな懸念を感じます。</p>	1
	2	<p>【他自治体での利用者数が少なく予算面で赤字が予想されること】 制度制定への予算面で区民の税金の使われ方に対しても疑問です。 パートナーシップ制度の申請者は各自治体でも少なく、必要性を感じません。 赤字を出してまで制定するのであれば、偏りがある税金の使われ方にはならないでしょうか。</p>	13
	3	<p>【情報漏洩の心配から正確な意見提出に問題があること】 昨年、杉並区の度重なる個人情報漏洩問題がありました。 指名・住所・勤務先・学校名を書かせる意見募集の方法は、危険をさらす危険があり、意見提出を阻んでいます。性的少数者の方々は、ただでさえ声を上げにくい状況である点が全く配慮されていません。当事者が意見を出しにくい意見提出方法は、根本的な欠陥があると言えます。その理由から私もこの意見を個人情報すべて晒さない形で提出いたします。どうかご理解いただけますようお願いいたします。以上をもちまして「（仮称）杉並区パートナーシップ制度（骨子案）」を撤回していただくことを求めます。</p>	15
80	1	<p>私自身、性的マイノリティ当事者です。私の実体験からもパートナーシップ制度は、一刻も早く必要です。また私自身は性的マイノリティですが、広く杉並区全体をみわたした時に、此のパートナーシップ制度で同じような境遇にある事実婚の方々の救済にも繋がるので、是非、事実婚も含めてください。</p>	1
	2	<p>また、今回は子供も含む内容ですが、介護等の必要に応じて同居する親・兄弟姉妹も含めるよう検討をお願いいたします。</p>	2
81	1	<p>（全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を記載しています。） 受理証に子供の名前の記載が可能となっているが、親の責任についての明記がされていないのはいかがか。</p>	2
	2	<p>また、事実婚を入れた理由が疑問である。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
82	1	<p>以下6点の理由から、「(仮称)杉並区パートナーシップ制度」を撤回するように求めます。</p> <p>①議会でも、制度創設に対し賛否それぞれの立場から議論が行われているが、それらの議事録も完成しておらず、区民は議論の内容をじっくり確認することができない。区民が理解を深める十分な時間が必要であり、2回の説明会では不十分である。拙速に制度創設を押し進めるべきではない。</p> <p>②制度創設に際し、性的少数者当事者の声（「そっとしておいてほしい」「性の問題は複雑・深淵。政争の具にしないでほしい」「制度で恩恵を受けるのは、性的少数者の中でも一部の人々に過ぎない。制度創設によって、かえって性的少数者当事者間の分断・差別が進む」等）が、排除されている（令和4年第1回定例会で、区民生活委員長の富田たく議員（日本共産党）が、「性的少数者として制度に反対する陳情者」にだけ補足説明の意思確認を意図的に怠り、後日、議会の承認もなく一方的に本人の自宅に謝罪の手紙を投函した件など）。</p> <p>③これまでに議会で十分に議論されてもいない異性間の事実婚が、いつの間にか唐突に制度骨子案に盛り込まれている。異性愛者のために性的少数者を政治利用することは許されない。</p>	1
	2	<p>④二人の男親・二人の女親を持つことになる子供の福祉の観点から、この制度骨子案には皆無である。子供の人権が守られないおそれがある。</p>	2
	3	<p>⑤各国・各地域により、様々な結婚観がある。日本は歴史的にも文化的にも同性愛に寛容であり、他国のように刑罰の対象としたこともなく、それらの国々のように同性愛を法的に保護する必然性は認められない。歴史的・文化的背景を考えずに、安易に制度を導入することの危険性を吟味する必要がある。</p>	1
	4	<p>⑥令和4年12月28日、杉並区のミスで、個人情報外部に開示される事案が発生した。本件は、区の職員が暴力団関係者の依頼で住基ネット情報を漏洩し、11月逮捕された事件に関わるもので、一般人の生命を危険に晒しかねない。区への信頼が大きく失われる中で、意見募集に応じる区民等の個人情報は適切に守られるのか、不安視する声が多くあがっている。再発防止策も発表されないままでは、意見提出を躊躇する区民等が多い。</p>	15
83	1	<p>①性別と関わらず、どんな性自認の方でも利用できるパートナーシップ制度 同性パートナーシップという表記は実際にLGBTQ+の当事者の中で人を排除してしまいます。ノンバイナリーの方、トランスジェンダーの方の多くの方は自分の性自認で法的な性別の登録ができていない方がいます。婚姻制度が使えない、使いつらい方がいれば、「同性パートナーシップ」も使えづらい方もいますのですべてのジェンダーの人が使えるような制度にしてほしい。</p>	2
	2	<p>②法的な保障がないパートナーシップは足りない 現在の婚姻制度以外のカップル・家族を認定することが重要ですが、法的な保障がないまま終わってしまうと人権保障がありません。病院での面会・医療同意、不動産屋さんでの手続きをはじめとして本来なら法的な保障（扶養対象、親権、在留資格など）が必要。</p>	4
	3	<p>③カップルだけではない 「家族」はさまざまな形で存在しています。複数のパートナーがいる方、血縁関係ではない子どもがいる方、様々な「関係」で家族としてのつながりでお互いを大切にしたい方がいます。より幅広く「家族関係」を捉えるファミリーシップに近づけてほしい。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
(83)	4	④医療や不動産関連企業への働きかけを積極的にしてほしい。 →制度を利用するカップルが、家族の急病で意思決定をしたり、高齢者施設や公営住宅でともに暮らしたりできるように、しっかりと働きかけてほしい。	4
	5	⑤子ども・若者たちが自分のありのままに地域に受け入れてもらえるという希望を持ってほしい。この条例が勇気を付けて、ヘイト・いじめ・自殺の予防になります。	1
84	1	・制度施行後、万が一、各所で不当な扱いを受けた場合に相談できる適切で正当な窓口の設置も合わせて求める。	12
	2	・パートナーとの都営住宅、区営住宅、高齢者施設への入居が可能になるとのことだが、民間物件でも同様の扱いになることを望む。 ・現行の法律では後見人にも医療同意権はないとされており、自治体の制度に法的根拠なく、事実上「ご家族の同意」が求められるなか、区の制度でどこまでフォローできるか熟考を願う。 東京都の制度だと民間事業について ( <a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/list_pb01.pdf">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/list_pb01.pdf</a> )のような事業が利用可能になるようで、杉並区でも区内事業者に対し、これを異性カップルを含め補完できるように進めてほしい。 また、同様に協力事業者のリスト公開、ステッカーやアイコン掲示があるとわかりやすい。 ・区役所職員を含め区内事業者は、制度利用をする本人たちが望めば、3号保険を利用できるようにも推進してほしい。	3
	3	・選挙公報や当選証書での戸籍名表示について。本人が望めば表示をなくして欲しい。有権者にとって議員の活動名ではない戸籍名の利用の場はない。	9
	4	・世帯合併した際の続柄の表記について。適切なものをご提案いただきたい。	8
	5	・杉並区のパートナーシップ制度は「広義のパートナーシップ」に立脚するものと捉えている。そのなかで区議会の一部の反対者から「異性カップルについては議論していないのに突然話が出てきた。異性カップルについては外すべき」と意見が出ていると聞いた。これは、困っている当事者を性別で区分けする差別的意見なのに合わせて、「異性カップルは改姓すれば法律婚できるのだから制度は必要ない。その反面、同性カップルは法律婚できないので制度を付与する」という別姓も同性婚も絶対に認めないという強固な反対意思に基づいた意見ではないか。国が、国政与党が認めないことをさらに強硬にする差別の上乗せであり、「区、区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」に反する意見だと指摘したい。異性カップルの場合は現状「妻／夫（未届）」が採用されている。同性カップルも異性カップルも、本人たちが望む続柄表記を選べるようにしてほしい。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の方考え方」(別紙5)の該当番号
(84)	(5)	<p>・杉並区は「国による法的な対応がなされるまでの措置として、婚姻制度を利用できないまたは利用しづらいパートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するため、制度の創設・運用を図るものです」と挙げている。つまり「国による法的な対応がなされるまでの措置」と期間の定まらない期間限定を言っているけれども、「国による法的な対応がなされる」ことを実現させないばかりではなく、現状にある「生活上の不便」を「軽減する」ことさえ認めないという表明であり、それは日本国憲法第25条に反するのではないか</p>	(1)
85	1	<p>杉並区に生まれ育った生粋の杉並区民として表記の件について意見を述べさせていただきます。</p> <p>・「(仮称)杉並区生の多様性が尊重される地域社会を実現するための取り組みの推進に関する条例(骨子案)」についての意見でも述べさせていただきましたが、とても杉並区民への周知徹底がなされているとは思えません。ということは多くの人が何も知らず、理解しないまま、杉並区の新しい条例が拙速に押し進められていることになります。</p> <p>・私自身LGBTの方に対して何ら偏見はありません。共に仕事をしてきたこともあります。やはり彼らは性的少数者でありますから、彼らの声や意見を丹念に聞いてあげる必要はあると思います。現在杉並区が当事者の意見を、普く、隔たりなく丁寧に掬い上げているとは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>・最近の日本では声の大きな人の主張ばかりが取り上げられるという大変残念なことが起きています。性的少数者当事者の意見はきちんと聞いているのでしょうか。意思確認はされているのでしょうか。</p> <p>・もちろん同性同士のカップルには、不都合は生じていると思います。それは別のやり方で、どうにでも補完していけるのではないかと思います。</p>	1
	2	<p>・最も大きな問題は、お子さんの事だと思います。その視点がすっぱり抜けているような制度骨子案には不安を感じざるを得ません。「子供の福祉」は最重要課題です。</p>	2
	3	<p>・日本は歴史的に見ても、文化・宗教などには非常に寛大な国です。それは条文化しなくても日本人が古来から持ち合わせている特性なのではないのでしょうか。</p> <p>・何でもかんでも欧米に倣おうとする今の日本・東京・杉並区を見ていると、行政は国民・都民・区民を信じられないのだろうかという残念な気持ちになります。安易で拙速な制度導入には反対です。とにかく時間をかけ、慎重に事を進めて頂きたいです。区長の人気取りのための施策であるなら、将来の杉並区に大きな禍根を残すことになりかねません。</p>	1
86	1	<p>・制度を利用するパートナーシップ関係にある二人が、お互い、またはその家族の急病に関する意思決定をしたり、同じ住宅や高齢者施設などでともに暮らしたりできるように、医療機関や不動産企業、福祉施設等に対し実効性のある働きかけを希望します</p>	3
	2	<p>・パートナーシップ認定には、パートナーシップ関係にある二人だけではなく、その子どもやパートナーの親を家族として認める「ファミリーシップ」に寄せた制度構築を望みます</p>	2
	3	<p>・事実婚のパートナー同士や、さまざまなジェンダーアイデンティティを持つ方の権利が認められるよう、「(5)戸籍上の性別要件」における「双方の性別は問わず」という一文を必ず内包したものとして下さい</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の方」(別紙5)の該当番号
87	1	<p>選択的夫婦別姓制度を望む当事者として、今回この様に、異性同士のカップルも含めたパートナーシップの届出制度の創設が進められていることを、大変嬉しく思います。</p> <p>●戸籍上の性別要件について</p> <p>利用対象者の規定について、(5)戸籍上の性別要件が記載されていることにとっても安心いたしました。これは事実婚カップルだけでなく、戸籍上の性別を変更できない状態のトランスジェンダー当事者にとっても、制度を利用するために必要な要件だからです。この規定があることで、制度の外側に溢れるマイノリティを生み出し分断を招くような事態を避けることができると思います。</p>	1
	2	<p>●子どもへの認識について</p> <p>世田谷などでは、ファミリーシップという言葉を用いて、制度を利用するカップルの親や子との関係を示す取り組みが行われています。</p> <p>私自身も制度を利用するにあたり、自分が子どもを授かることになった時にその保障がどうなるのか、大変心配です。12月22日の説明会でも、現在事実婚として子育てをしている方から、国の制度の狭間で大変な苦勞をされているとの声がありました。制度創設時に最大限盛り込んでいただけることを望みますが、一旦制度を作った上で、より良いものへと改変していくこともあるかと思えます。</p>	2
88	1	<p>杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(骨子案)」及び「(仮称)杉並区パートナーシップ制度についての岸本さんの説明動画を拝見しました、性の多様性は勿論ですが、もっと広げて法律婚をしていない事実婚や外国籍の人々や、その方々の子ども達も包括する制度にするべきです。何故なら地域には性以外でも多様な生き方をしている人々が存在し、行政はそこに対応する責務があると考えます。</p>	1
	2	<p>他のパートナーシップ制度又はファミリーシップ制度がある自治体と連携をとり、それぞれ自治体で同じサービスを受けられるような制度を作るよう要望します。</p>	3
89	1	<p>隣接する渋谷区や世田谷区に大分遅れをとりましたが、岸本区長が就任して早々に制度を進めてくださり、やっと追いついたと思いました。</p> <p>「杉並区パートナーシップ制度」に望むこと</p> <p>1.制度を利用するカップルの権利が認められるよう、医療機関や不動産企業等への働きかけを積極的にしてほしい。</p> <p>制度を利用するカップルが、家族の急病に関する意思決定をしたり、同じ住宅や高齢者施設などでともに暮らしたりできるように、医療機関や不動産企業、福祉施設等にしっかりと働きかけてほしい。</p>	3
	2	<p>2.認定には、カップルだけではなく、子どもやパートナーの親も含めてほしい。</p> <p>カップルの子どもやパートナーの親を家族として認める「ファミリーシップ」に、制度の内容を近づけてほしい。</p>	2
	3	<p>3.「(5)戸籍上の性別要件」における「双方の性別は問わず」という内容を必ず入れてほしい。東京都のパートナーシップ制度にはない画期的なものである。</p> <p>事実婚のカップルや、さまざまなジェンダーアイデンティティを持つ方の権利が認められるように、また、そうした方々にとって使いやすい制度になるようにしてほしい。</p>	1
	4	<p>4.住民票の続柄を、「同居人」ではなく、配偶者を意味する表記のものにしてほしい。</p> <p>今まで権利を認められなかったカップルのための制度なのであるから、表記からきちんと是正してほしい。</p>	8



番号	枝番	意見（全文）	「区 の 考 え 方」(別 紙 5)の 該 当 番 号
90	1	① 制度を利用するカップルの権利が認められるよう、医療機関や不動産企業等への働きかけを積極的に行ってください。制度を利用するカップルが、家族の急病に関する意思決定をしたり、同じ住宅や高齢者施設などでともに暮らしたりできるように、医療機関や不動産企業、福祉施設等にしっかりと働きかけてほしいです。	3
	2	② 認定には、カップルだけではなく、子どもやパートナーの親も含めてください。カップルの子どもやパートナーの親を家族として認める「ファミリーシップ」に、制度の内容を近づけてほしいです。	2
	3	③ 「（５）戸籍上の性別要件」における「双方の性別は問わず」という内容を必ず入れてください。東京都のパートナーシップ制度にはない画期的なものだと思います。事実婚のカップルや、さまざまなジェンダーアイデンティティを持つ方の権利が認められるように、また、そうした方々にとって少しでも使いやすい制度にしてほしいです。私も事実婚の当事者ですので、この制度をつくっていただけたことに心から感謝しています。	1
	4	④ 住民票の続柄を、「同居人」ではなく、配偶者を意味する表記のものにしてください。今まで権利を認められなかったカップルのための制度なので、表記からきちんとは正してほしいです。素晴らしいパートナーとともに人生を歩んでいるのに、いつまで経っても「同居人」としか表記されないことは、とても悲しいことです。また、公の書類で「配偶者なし」に○を付けざるを得ないその度に、心がえぐられるような寂しさを覚えるのです。事実婚の異性カップル以上にハードルの高い同性カップルの方々にいたっては、その気持ちを想像してもし切れないつらさと悲しみがあると思います。多様なカップルの権利が少しでも保障されるように、ぜひともよろしくお願いいたします。	8
91	1	①制度を利用するカップルが、家族の急病に関する意思決定をしたり、同じ住宅や高齢者施設などでともに暮らしたりできるように、医療機関や不動産企業、福祉施設等にしっかりと働きかけてほしい。	3
	2	② 認定には、カップルだけではなく、子どもやパートナーの親も含めてほしい。カップルの子どもやパートナーの親を家族として認める「ファミリーシップ」に、制度の内容を近づけてほしい。	2
	3	③ 「（５）戸籍上の性別要件」における「双方の性別は問わず」という内容を必ず入れてほしい。東京都のパートナーシップ制度にはない画期的なものである。事実婚のカップルや、さまざまなジェンダーアイデンティティを持つ方の権利が認められるように、また、そうした方々にとって使いやすい制度になるようにしてほしい。	1
	4	④ 住民票の続柄を、「同居人」ではなく、配偶者を意味する表記のものにしてほしい。今まで権利を認められなかったカップルのための制度なのであるから、表記からきちんとは正してほしい。	8

番号	枝番	意見（全文）	「区の方考え方」(別紙5)の該当番号
	1	<p>岸本さんが当選してはや半年、来年度からいよいよパートナーシップ制度が杉並区でも創設される方針が示されたことは、岸本区政ならではの施策として歓迎します。その上、同性カップルだけでなく異性の事実婚カップルにも適用されると明記されていることは、性の多様性が尊ばれる杉並区に向け、全ての区民にとって喜ばしいことと思います。骨子案でパートナーシップ制度を導入している自治体が240もあり、人口カバー率が60%以上という多さであることが述べられていますが、これだけ普及しているからには、次には国の婚姻制度を変えて行かなければなりません。今まで遅れていた杉並区は、今回は先頭に立って国に要求して欲しいと思います。</p>	1
92	2	<p>同性愛の方をはじめとするLGBTの方々の困難は、想像するだに辛く胸が痛みます。ところが制度が緒に付くと、バックラッシュとも言うべき攻撃が当事者に浴びせられる事態が世界で起きています。そういうことが杉並で起こらないようにするためには、感性の柔らかい子どもの頃の教育が極めて重要と考えます。</p> <p>私は30年以上前、都内の公立の性教育推進校に勤務していました。子どもも教師も手探りしながら学び合って、楽しく性教育授業を進める学校が都内にいくつもありました。ところが1993年に統一教会の「新純潔宣言」が出されると、事態は一変しました。都議会で「行き過ぎた性教育」と取り上げたり、フジサンケイリビング紙上で反性教育キャンペーンを張ったりした結果、学校の試みは残念なことに徐々に萎縮していきました。そして2003年の都立七生養護学校への苛烈な性教育バッシングの末、都教委が行った関係者116人処分により、東京都の性教育はほぼ完全に潰されました。LGBTという概念の殆ど無かった当時の性教育は、勿論限界があるものでした。杉並区ではパートナーシップ制度創設を機に、新しい性教育、パートナーシップ教育を区内公立小中学校に起こすことが重要と思います。区教育委員会がリーダーシップをもって取り組んで頂きたいと、要望致します。LGBTの人達が子どもの頃から辛い思いをしないように、大人も(親も)子どもも学び合って理解し合う、そんな杉並を、制度と共に教育現場からも作って欲しいと切に願います。</p>	11
93	1	<p>今回の杉並区のパートナーシップ制度では、同性同士のパートナーシップ制度に限らないことがとても重要だと考えます。国で夫婦別姓制度が実現できていないために、異性同士でも事実婚を選択せざるを得ない方、また男性・女性だけの性別二元論にとどまらず多様な性を生きていらっしゃる方もいます(トランスジェンダーの方、ノンバイナリーの方)。そういった方たちの多様性を認め受け入れる社会を杉並区から作っていくというメッセージを発信していくことは、これから大人になるLGBTQ+の子どもたちに希望を与えることにもなります。</p> <p>また、利用の条件として双方の性別を問わないことにより、この制度を利用する方々が望まないアウティングなどによって差別や偏見の被害を受けることから守る役目もあります。(もちろん差別を禁止するための根拠条例が重要であることは大前提です。)東京都のパートナーシップ宣誓制度でも導入されていない「双方の性別は問わず」という方針を、今回杉並区で導入することを強く支持します。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙5)の該 当番号
(93)	2	<p>その上で、さらにこの制度を実効性のあるものとしていくため意見を申し述べます。</p> <p>① 届出に必要な書類について</p> <p>必要書類として(4)「通称名使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名の使用が確認できる書類(官公庁または勤務先等が発行した書類等)」とありますが、これはまったく順番が逆であり、先に自治体での通称名使用が認められていなければ官公庁や勤務先、または銀行などで通称名の登録をおこなうことができません。(通称名で本を出版しているとか、大学で講義を持っているとか、社会的に通称名が認められている場合しか、官公庁や勤務先等でも使用することはできません。)この方法ですと、この通称名使用は限られた方しか利用できないことになってしまいます。ぜひ、通称名使用のハードルを下げてください。そして逆に、この届出受理証が確認書類として各機関で使用できるようにしてほしいと思います。今回「区が交付する書類」として【パートナーシップ届受理証】と【パートナーシップ届受理証カード】には『希望する場合』は、「通称名」を記載しますとのことですが、このカードを証明として、職場や銀行などで通称名の使用が認められるように区として働きかけることはできないでしょうか？戸籍名変更、性別変更というものは法的にも身体的にも多大な負担があるものです。住民票の名前や性別をパートナーシップ届受理証を元に変更するということにはまだ時間はかかるかもしれませんが、例えば住民票を使わずに利用登録をするような機関(スポーツジムや図書館など)に身分証明証と一緒に通称名の入ったパートナーシップ届受理証カードを提出した場合に個人名として登録できるようにしてもらえないでしょうか？受理証に「杉並区はこの通称名を認めます」という一文を入れるなどはどうでしょうか？民間施設が難しいようであれば、図書館や体育館、区民センター等の区立施設の利用が通称名でおこなえるところからぜひスタートしてほしいと考えています。また、区からのお知らせの書類(健康診断や、国保料などの郵送物)だけにでも反映させることはできないでしょうか？ゆくゆくは住民票にも反映させ、健康保険証への通称名記載が可能になれば、性的マイノリティの方が病院で感じている不安や不満を解消させる一助になるのでは、と考えます。性的マイノリティの方々にとって、名前の使用というのは日々向き合わなければいけない問題です。そういった一つ一つの小さな障害を取り除いていくことが「多様性が尊重される地域社会」を実現することだと感じています。</p>	10
	3	<p>② パートナーシップ制度を利用する二人に子どもがいる場合について</p> <p>区が交付するパートナーシップ届受理証とパートナーシップ届受理証カードに『希望する場合』は「子の氏名、生年月日」を記載するとありますが、住民票にも一方だけではなく双方の家族として証明することを求めます。パートナーシップ制度には法的な保障がないので、共同親権、遺族補償や財産分与の権利が発生しません。このことを杉並区ではどのようにカバーしていくか、今後パートナーシップに限らないファミリーシップのような制度を求める動きも強まっていくと思います。子の年齢がいくつであっても、これから生まれることになっても、結婚をしている夫婦とその子どもと同じように、不利益のないような制度づくりを進めていってほしいと思います。</p>	2

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙5)の該 当番号
(93)	4	<p>③ 区民・事業者に対する周知・啓発活動について</p> <p>国での同性婚実現が遅れている現状に、心を痛めている方々がたくさんいます。選択的夫婦別姓も実現していません。性的指向や性自認に関係なく、パートナーシップ制度を結べる条例が自分の住んでいる自治体で実現することが非常に重要です。東京都で利用できるからいいというものではありません。自分の住むまちが自分の存在を認めてくれていると思えることが重要なのです。この制度を利用して、配偶者と同様のサービスが使えるようになったことなどをぜひ広く周知してください。利用するためにはどんなことが必要なのかも、これまで以上に広報をおこなってください。そして、根拠規定である『杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例』を実効性のあるものとするために、特に区職員、教育機関等での研修を細やかにおこなってください（こちらには別で意見を送ります）。自殺を考えたことがある10代のLGBTQ当事者は48%というアンケート調査も出ています。自殺未遂者は14%にもものぼります。若者の命に関わる、決して見過ごせない問題です。<a href="https://www.tokyo-np.co.jp/article/209178">https://www.tokyo-np.co.jp/article/209178</a>（東京新聞2022年10月20日）学校や保護者等、教育機関での差別や偏見の禁止や、性的マイノリティ当事者への方々への理解を促進するための取り組みが必要です。今後、このパートナーシップ制度、そして根拠条例を基盤として、区内での性の多様性を認め支え合う取り組みをぜひ前進させていってほしいと思います。</p>	4
94	1	<p>・同性パートナーと婚約して早5年。同じ家に住み、生活を共にしています。お互いの親族にも紹介し、家族同士の交流もあります。結婚している友人達と何ら変わりません。しかし、同性婚が認められてない日本では、この愛するパートナーのことを配偶者としては認めてもらえず、ただの同居人扱いです。それはおかしいだろう、と各自治体が動いてくれてパートナーとして認定されるパートナーシップ制度が始まりました。地域住民に寄り添い、住みやすい杉並区。一昨年転入してきて、やっとパートナーシップが結べると思いきや、この杉並区がやってないなんて。衝撃でした。住民が生きやすい区にしてください。求める内容は以下です。</p> <p>・住民票の続柄を同居人ではなく、配偶者を意味するものにしてほしい。</p>	8
	2	<p>・認定には、カップルだけでなく、子どもも家族として認められるファミリーシップ制度の内容も入れてほしい。</p>	2
	3	<p>・制度を利用するカップルが、結婚しているカップルと同等の権利が認められるよう医療機関や不動産、企業に働きかけてほしい。</p>	3
95		<p>杉並区において、「杉並区パートナーシップ制度」が制定されることを強く願っています。なお、個別要件に関し、要望があります。本制度は、住民票の写しの提出が求められています。しかしながら、この条件のもとでは、難民申請中で仮放免の者や何らかの事情で、非正規滞在になっている者が本制度の適用範囲に含まれなくなります。原則は原則として、個別に審査し運用できるよう柔軟な制度にしていただきたくお願い申し上げます。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙5)の該当番号
96	1	<p>【ヘイトへの罰則明記】</p> <p>パートナーシップ条例を制定するにあたり性的マイノリティへの偏見差別ヘイトの増加が危惧される。現在言論の自由を盾に酷いヘイトがある。性的マイノリティを守るためにもヘイトへの罰則を明記すべき。</p>	14
	2	<p>【医療、相続、不動産への効力】</p> <p>法的根拠のある婚姻関係、家族でないと成立してこなかった生活に必要な不可欠な手続きにも効力のある証明であること。</p>	3
	3	<p>【公的機関職員へのレクチャー、啓発】</p> <p>パートナーシップ条例制定後、性的マイノリティが安心して手続きでき更に広がり深みをもたせるためにも公的機関へのレクチャーや啓発を丁寧に行うべき。</p>	11
	4	<p>また区報やイベント毎に性的マイノリティへの啓発活動を盛り込み、区民へ日常的に理解の機会を提供する。</p> <p>【だれでもトイレの拡充】</p>	4
97		<p>パートナーシップ制度導入には賛成ですが、日本で結婚できず海外で結婚してカップルが申請できるような制度だと良いです。</p>	5
98		<p>【要望】 利用対象者を幅広く 恋愛関係になくともパートナーと共同生活している人のため、現行の法律婚の代替制度ではないものを作って欲しい。</p> <p>【理由】 多様な性だけでなく多様な家族、多様な関係性にある個々を生きやすくする。共同でビジネスを営んでいる人々、親しい友人で集まって共に暮らしたい高齢者など。対象が増えることでカムアウトを最小限にしたい同性カップルが制度を使いやすくなるメリットもあります。</p> <p>【具体案】 生活状況や健康状態を離れて暮らす家族よりも知り合うビジネスパートナー同士が病院で家族同然の対応をしてもらえる（家族の事前了承のもと）等。パートナーとの関係性ごとに利用できるサービスを限定してもよいと思います。（その他のサービスについては「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をイメージしています。）セクシャリティが細かくカテゴライズされてゆくにつれ、男女二元論の枠に囚われず自分を表す人が増え、「LGBT=少数派」ではなくなりつつあるように感じています。性の多様性に留まらず、婚姻関係、家庭もあり方も多様性が歓迎され個人の生き方が尊重される社会を望んでいます。</p>	5
99		<p>今全国でも施行されているパートナーシップ制度は主に2人のカップルに適用される制度ですが、これを2人ではなく「2人以上」とし、複数人、グループで共に家族として生活できるような制度にするべきだと考えています。私はアロマンティックアセクシャルで、恋愛関係にない友人複数人と家族としていつか暮らしたいといつも願っています。私のような当事者は少ないかもしれませんが存在します。アロマンティックアセクシャルでなくても、ポリアモリーの方、LGBTや非当事者でグループで生活したい方がより暮らしやすくなると思います。「2人のカップルで暮らす」という想定自体がまず異性愛規範、生殖のためのもののように感じます。「家族」のあり方は多様化しています。より包括的なパートナーシップ制度の設立をどうかよろしく願いいたします。</p>	5

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」（別紙5）の該当番号
100		<p>「7 その他」の2項目に、「区民・事業者に対する周知・啓発活動に努めます」とあり、結構なことだと思います。ただ、行政職員への周知・啓発活動に触れていない点が気になります。職員の理解不足で制度が利用しづらいことのないよう徹底する旨、盛り込んではいかがでしょうか。単に手続き上の理解を促すだけでなく（それは業務なので当然として）、なぜこうした制度が必要か、さらに、そもそも現行の婚姻制度に不備がある点も含め、課題の本質理解につながる啓発が欠かせないと考えます。</p>	11
101		<p>私は同性パートナーと20年以上阿佐ヶ谷に住んでいます。レズビアンやトランスジェンダーの友人も身近に暮らしていて、コミュニティづくりにも携わってきました。先日、杉並区の性の多様性条例（パートナーシップ制度含む）の区民向け説明会に行きました。条例骨子案を拝見し、その理念はとても素晴らしく、また、パートナーシップ制度の構想についても申し分ないと思いました。</p> <p>しかし、「全ての区民が性を理由とした差別等を受けることなく」という基本理念や、3の「性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施」「区民は性の多様性について理解を深め、区が実施する施策に協力～」とあるにも関わらず、区の職員の方たちは、区役所前で公然と行われていたトランスヘイト街宣（「女装男を女風呂に通すな」というプラカードも…ひどい差別です）を容認し、差別に加担しているように見えました。「あれはヘイトを守っているようにしか見えなかった」と指摘されていました。「表現の自由」という言葉もありました。「差別する自由はない」というのは人権の基本ではないのでしょうか。また「男性が女性と偽って女湯に入るなどと言っているが、これまでパートナーシップ制度を導入した自治体でそのような例があるのか」という質問に対して、「公衆浴場で7歳以上は～」という的外れとしか言いようのない回答をしていました。トランス女性が「男性が女性と偽って女湯に入ろうとしている」というデマを容認する側に立たないと出てこない発想です）区職員の方にはぜひ『トランスジェンダー問題: 議論は正義のために』  <a href="https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/review/book/11.html">https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/review/book/11.html</a>            という本を読んでいただき、これまでトランスジェンダーがいかに当事者の実態を顧みない排除ありきの言説に攻撃され、悲惨な現実を生きてきたかということを知っていただきたいですし、トランス女性当事者と会い、その置かれている現実を知り、認識を改めていただきたいです。「全ての区民が性を理由とした差別を受けない」の「全て」にトランスジェンダーは含まれないのでしょうか。性を理由とした差別の中でも今最も苛烈な差別である（TERFと極右による）トランスヘイトに直面し、命をも脅かされているトランスジェンダーをこそ条例で守らなくてはいけないのに…。条例の理念がきちんと実現されるために、区職員のみなさんがデマに惑わされず、LGBTQをめぐる正しい理解を深めていただくよう求めるとともに、ヘイトスピーチを禁じるような実効性のある条例が制定されることを求めます（性の多様性条例は罰則のない理念法であるとの説明でした。これを修正していただくか、川崎市や世田谷区のようなヘイトスピーチを禁じる手立てが記された条例の制定が望まれます）私はゲイのクラブイベントを開催してきましたが、同じ会場で、トランス女性の方が主催するイベントも行われていました。阿佐ヶ谷はもともとサブカルチャーが発展し、全国に先んじてLGBTQフレンドリーな空気感が醸成されてきた街です（ずっとこの街に住んでいる当事者として、断言します）。せっかくそういう良い伝統を築いてきたのに、区の職員の方の無理解のおかげで、ヘイトが容認され、当事者が「他の区に移住しよう…」と考えてしまうような区になってしまうのは、残念です。反動と言っても過言ではないと思います。岸本区長はとても素晴らしい方だと思います。区長の下、杉並区が「性の多様性」施策に関して他の区からうらやましがられ、尊敬を集めるような区に生まれ変わることを期待します。</p>	14

